USPTO、特許制度下の不正行為の把握と最小化のための作業部会を設置

2025年4月21日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、2025年4月16日、特許制度の下で行われる不正行為の把握と不正行為の最小化を目的として新たな作業部会「Patent Fraud Detection and Mitigation Working Group」を設置する旨を公表した[1]。

この作業部会は、特許出願や再審査請求における不正な手続きを継続的に制限するとともに、特許の審査期間の短縮を図るものである。この作業部会の具体的な活動方針として次の事項が掲げられている。

- 不正な小規模・極小規模事業体としての申請の取り締まり
- 不正行為が疑われる特許出願などの監視
- 偽造署名の利用などのUSPTOへの不正な手続きの特定と精査、行政上の制裁

また、USPTO は、この作業部会の活動に関するウェブサイトを新設した[2]。このウェブサイトには、次に例示するように、USPTO に対して行われた不正な手続きに関する統計情報などが掲載されている。

＜不正な署名＞
2023年6月以降に3,900件以上の特許出願で偽造署名が確認された。2024年10月以降、不正な署名を理由に3,300件以上の出願の手続きが中止された。

＜不正な手数料納付＞
極小規模事業体からの料金納付について 2,200 件の不足通知が行われた。小規模事業体に対しては68件の不足通知が行われた。
極小規模事業体から追納された出願料の総額は 443,000 ドル、事業体規模の変更により増額された各種の手数料納付の総額では1,378,000ドルであった。

また、このウェブサイトでは、不正な手続きの具体例として、偽造署名、手数料の不正な減額申請、手数料納付を伴わない虚偽出願、無資格者による手続代理などを例示し、罰則などを含め、USPTOのルールを説明している。

（以上）

[1] USPTOウェブサイトにおけるアナウンス
[2] https://www.uspto.gov/patents/fraud